

つくば市入札監視委員会
平成30年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成30年7月27日(金) 14:30～ つくば市役所 庁舎2階 会議室202	
出席委員	<small>委員長</small> 村上 正子 (大学院教授) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 中山 正美 (税理士) 星野 豊 (大学准教授) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	平成29年10月1日 ～ 平成30年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし。	
その他	委員改選後、最初の定例会議であるため、委員の互選により、村上委員が委員長として選出された。 また、次回会議(平成31年1、2月予定)の審議事案抽出当番委員は、谷貝委員とする。	

【事案1】 29国補公整第4号萱丸地区1号近隣公園整備工事	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	平成29年11月24日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	代表構成員:土木一式工事、構成員:建築一式工事・造園工事
入札者数	5者 (参加申請:7者)
予定価格	292,100,000円(税抜き)
落札額	241,130,000円(税抜き)
落札率	82.55%
質問・意見	回答・説明
今回落札したJVの構成員の3者は、これまでも市の入札で落札をしたことはあるか。	個々で入札に参加したことはあるが、JVでは初めてだと思う。
3者JVで、3者ともつくば市内に本店があることが要件ということか。	要件である。
なぜ単体ではなく、JVであることを入札参加資格要件にしたのか。市内本店で、3業種全てを賄えるような事業者はいないのか。	29業種ある建設業許可のうち、3業種とも許可を持っている事業者も多数いると思うが、造園・建築・土木のうち、どこに重きを置いて業を営んでいるかというところもあると思う。3業種とも長けた事業者となると、なかなかいない。ある程度大手の事業者であれば、建築部門や土木部門などと分かれている事業者もあるが、つくば市内では、数少ないと思う。 また、今回は、つくば市内に本店がある3者JVを要件としていることから、地元事業者の育成にも繋がると考えている。
公園整備工事については、いつもJVを要件に発注しているのか。	JVに発注した工事としては、今回で2例目である。
予定価格を2割下回る価格で落札しているが、低入札価格調査票によると、下請け業者からの見積りを基に精査し、この金額での施工が可能であると入札者から説明があったという趣旨しか読み取れないので、もし補足の説明があったら教えていただきたい。	落札率が82.55%と低めだったが、内訳を見ると、直接工事費が市の設計の108%で、諸経費が42%と大分減額しているため、落札者の企業努力によるものと思われる。
金額も高いが、公園としては、大きい方なのか。	近隣公園の平均的な規模であると言える。
今回、予定価格より2割安い価格で落札したことが、今後の予定価格に何か影響を与えることになるのか。	今回は、あくまでも企業努力で落札していることから、今後の予定価格に影響を与えることはないと思っている。

一般競争入札経過調書を見ると、落札者の応札額だけが異様に安いため、かなり無理したような印象がある。

落札者は、後続する工事も併せてとりたいという考えがあるのではとも推測されるが、今回落札したことが後続工事の落札に対して何か影響するものなのか。

今回の工事に附随する工事は余りなく、また、今回落札したことが今後の工事の落札に何か影響を与えることもない。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 29国補防灯第1号吾妻二丁目地区街路灯設置工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成30年2月1日(再度入札:平成30年2月7日)
主管課	建設部 道路維持課 (【現】建設部 道路整備課)
種別	電気工事
入札者数	第1回開札 8者 (参加申請:9者)、第2回開札 1者
予定価格	39,500,000円(税抜き)
落札額	36,500,000円(税抜き)
落札率	92.41%
質問・意見	回答・説明
もし、第2回目の入札でも予定価格を超過していた場合は、どうなるのか。	再度入札でも予定価格を超過した場合は、不調になる。 その場合、再公告をして、もう一度入札を行うのか、それとも、地方自治法施行令に、再度の入札に付し落札者がいない場合には、随意契約によることができるという規定があるため、随意契約に移行するのか、どちらかを選択することになる。
予定価格は、あらかじめ公表されているのか。	この事案については、非公開である。 現在、つくば市では、予定価格1,500万円以上の工事については、予定価格を事後公表としている。
第1回目の入札で参加申請をした8者のうち1者が辞退し、1者が予定価格超過で、残りが全て最低制限価格を下回っている。 予定価格の見積りは正しかったのか。	応札時に提出された内訳書にて、各者がどのように積算して応札したかを調べたところ、直接工事費については、市の設計金額に対して平均で92.11%と、どの事業者も市の設計に近い数字であったが、諸経費については、企業努力でかなり抑えたのか、低く見積もっていたようだ。
各者とも、落札したいから、できるだけ低く応札したということか。	諸経費の計算をする中で、何とか落札できるのではないかというぎりぎりの線で応札したのだと思う。
これだけ失格者が出ていても、予定価格の積算方法を見直すことはないのか。	設計については、茨城県の積算基準を準用しているが、その積算基準に基づいた単価を採用しており、基準がないものについては、見積りを徴することもあるが、そういった基準に基づいて積算している。 また、市では、この積算基準を使用しているというの公表しているため、失格者が多い事案があったからといって見直すとなると、公平性を欠いてしまうため、難しい。

<p>これだけ失格者が多いのは、例外的なことなのか。 それとも、多くの失格者が出る案件もあるのか。</p>	<p>事案1は、低入札価格調査制度の適用案件だったが、本事案は、最低制限価格の適用案件となっている。両制度とも中央公契連モデルの経費率を採用しているが、低入札価格調査基準価格の場合は、それを下回った場合でも、調査を行い、適正な履行が可能であると確認が取れば契約ができるが、最低制限価格については、それを下回る価格で入札した場合は、自動的に失格となる。 また、これまでも、失格者が多く出た案件もあった。</p>
<p>市の積算単価は公表されているのだから、事業者は、それを積み上げて、入札価格を出しているはずである。にもかかわらず、失格者が多いということは、市の予定価格の積算に若干余裕があったのではないかという見方もできる。 それから、最低制限価格を適用すると公告しているにもかかわらず、低い価格で応札しているということは、最初から失格になると事業者はわかっている可能性もある。予定価格は公表していなくても、事業者の方も積算はしているはずなので、平気で低い価格で応札してくるのであれば、その入札だけの失格ではなく、何かしらのペナルティを与えた方がいいのではないかと思う。</p>	<p>意見として承りたい。</p>
<p>変更契約によりかなり工期を延長しているようだが、変更に至った経緯を教えてください。</p>	<p>元々、発注時期が遅かったために、適正工期を確保するための条文を特記仕様書に入れて公告しており、仕様書も公開されているため、参加者は、工期の延長ができると認識して応札していると思う。 契約後、受注者から適正工期確保のための履行期限延長申請があり、工期延長をしたものである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 ただし、失格者が多いことについては、今後、経過を観察して、同様の事例が続くようであれば、対応策の検討をしていただきたい。</p>	

【事案3】 29春日庁舎電話設備改修工事	
《 随意契約 》	
見積期日	平成30年3月12日
主管課	財務部 管財課
種 別	電気通信工事
見積者数	2者
予定価格	3,130,000円(税抜き)
見積金額	2,820,000円(税抜き)
比率	90.10%
質 問 ・ 意 見	回 答 ・ 説 明
事業者の選定理由が公共事業で実績のある事業者となっているが、もう少し具体的な選定理由を教えてください。	特殊な工事であるため、市での契約実績があるということを重視しており、市長部局だけでなく、他部局でも実績があるという理由で選定をした。
市との契約件数が比較的多く、かつ安価で引き受けているという理由で、選定したという理解でよいか。	そのとおりである。
実績のある事業者は市全体でどのぐらいいるのか。	実際の数は把握していないが、教育局で実績があったため選定した。
直近では、教育局において、随意契約による同種の工事实績があったということか。	そのとおりである。
春日庁舎の電話回線の撤去工事等も行わなければいけないと思うが、それらの工事も今回の業者に委託する予定なのか。	競争入札により行うことになると思う。
この工事以外に随意契約したものはあるか。	物品購入と業務委託を契約している。
《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。	

【事案4】 29航空写真作成業務委託	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	平成29年10月26日
主管課	財務部 資産税課
種別	測量
入札者数	3者（参加申請:3者）
予定価格	17,270,000円(税抜き)
落札額	16,500,000円(税抜き)
落札率	95.54%
質問・意見	回答・説明
落札者は主にどこで営業しているのか。本社はどこにあるのか。	本社は東京にある。
全国で該当者が23者しかないとなると、かなり狭い業界ということか。	つくば市の有資格者名簿に登録のある事業者では23者であり、登録されていない事業者もいる。
前回の落札者はどこか。	同じ事業者である。
航空写真の撮影は、今回で何回目になるのか。	航空写真の撮影自体は3年に一度行っている。現在残っているデータとしては平成17年度末に撮影したもので、4、5回ぐらいのデータが残っている。
過去の撮影はすべて、今回の落札者が行っているのか。	一度別の事業者が落札したと記憶している。
公益社団法人の資格を入札参加資格として指定しているが、類似の資格はないのか。もし同等な資格があれば、それも含めれば、もう少し入札参加者が増えるのではないかと思うが。	現在把握している範囲ではこの資格だけで、類似の資格があるかは把握していない。
業務において、この資格は必要不可欠ということか。	そのように考えている。
入札参加資格において、業務実績を求めているため、新規の事業者は中々参加できないと思うが、その点はどのように考えるか。	求める精度が高いため、実績を重視している。
実績については、つくば市における実績に限定しているわけではないのか。どのような条件なのか。	過去5年以内に地方公共団体の資産税部門と航空写真作成業務を元請として契約し、履行した実績がある、という条件である。
撮影のしやすさが恐らくコストに関わってくると思うが、他の自治体で契約している価格と比べて、つくば市は高いのか、低いのか。	他の自治体の価格は、調べていないが、価格の計算方法は恐らくどの自治体でも単価当たりになると変わらないと思う。

入札して落札できなかった2者は、よく入札に参加する事業者なのか、それとも、初めて参加した事業者なのか。	3年前の応札者と同じだと思う。前回も入札参加者数は3者だった。
《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。	

【事案5】 29中心市街地まちづくりビジョン策定支援業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成30年3月7日
主管課	都市計画部 市街地振興課 学園地区市街地振興室
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	3者（参加申請：3者）
予定価格	1,030,000円（税抜き）
落札額	888,000円（税抜き）
落札率	86.21%

質問・意見	回答・説明
事業概要は、基本的にはイラスト等の作成が中心になると考えてよろしいか。	内容や事業分析などは職員が行っている。 本事案は、まちづくりビジョンを市民に示す際に分かりやすくするためのレイアウトの構成や表紙等のデザイン作成が業務の中心であり、個別計画ではない。 具体的な計画については、この中心市街地まちづくりビジョンやコンセプトをもとに、場合によっては委託することもあると思うが、職員が考える。
落札者と次順位との価格差が極めて僅差の1万2,000円であるが、これは偶然の事情ということか。両者の差は単に出してきた数字の差というふうに考えればよいのか。	ある程度ページ数等が決まっているため、価格はそんなに開きがないと考えている。
入札参加資格で、同様な業務の実績があることと定めているが、落札者はどのような実績を持っていたのか。	まちづくりに関連した一番大きな都市計画マスタープランや駅前の周辺開発計画といった個別の地域計画の実績を持っている。つくば市においては、平成24年に研究学園地区まちづくりビジョンを策定している。
入札参加資格に定めている実績は、事業者が提出してくるものなのか。	つくば市の場合、事後審査方式をとっており、落札候補者に資格要件に関わる書類を提出してもらい審査を行っている。実績については契約実績調書を提出してもらう。 今回は各種計画という幅広い要件だが、このように内容が確認しづらい場合は担当課に確認した上で確定するようにしている。
予定金額はどのように算出したのか。	参考見積もりをいくつかもらい、それをもとに積算した。 印刷等の積算については職員では難しいため、人件費や直接経費等について参考にしながら、積算を行った。
何者から参考見積もりを徴したのか。また、そのうちこの入札に参加した事業者はあるのか。	3者から見積もりを徴した。 また、参考見積もりを徴した事業者も参加している。

<p>今回のような業務内容では個々のイラストレーター等に下請けに出されることはあり得るのか。</p>	<p>イラスト等については分からないが、基本的にはコンサルタント会社はこうした計画を作るのが主な仕事であるため、自社で賄っているものだと認識している。</p>
<p>入札参加資格を満たす想定事業者数が71者、このうち入札者が3者だが、この数値は多いのか少ないのか。</p>	<p>参加者数としては少ないと思う。</p>
<p>なぜ応札者が少なかったと考えられるか。</p>	<p>入札を行った時期が年度当初ではないので、繁忙期に重なってしまったのではないかという印象がある。 また、同様の都市計画を発注する際にも、何十者も参加申請してくることはない。他自治体に分散したり、一度に同様の業務を並行してはできない等の理由が考えられるが、今までの実績から見るとそんなに極端に少ない数ではないと感じている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案6】 29成人の集い会場警備業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成29年11月24日
主管課	市民部 文化芸術課 (【現】教育局 生涯学習推進課)
種別	業務委託
入札者数	1者 (参加申請:2者)
予定価格	792,000円(税抜き)
落札額	635,600円(税抜き)
落札率	80.25%

質問・意見	回答・説明
今回は強靱な警備ということだが、暴れた人を排除するための警備という趣旨でよいか。	そのとおりである。
それだけ強靱な警備が必要ということなのか。	昨年、壇上に乗る等の青年がおり、また逮捕者を出してしまうということがあったため、そうした行為が起らないように、また、参加者の安全を確保するために今回はこのような警備体制をとった。
昨年も、警備員はいたのか。	警備員は10名いたが、今回は40人に増やした。さらに職員と警察の人員も大幅に増員した。
設計書の中に、現金警備と書いてあるが、これはどういう意味か。	雑踏警備ではなく、要するに現金を守るためぐらいに強靱な警備ということである。
入札参加申請者数が2者で、1者辞退ということだが、辞退した理由の聞き取りはしたのか。	聞き取りは行っていない。
仮に辞退すると、次回の入札に参加できないといったペナルティはないのか。	入札参加者については辞退する権利を持っているため、辞退したことをもってペナルティを加えるということはない。 ただし、落札候補者が事後審査を経て落札者と決定すれば契約行為に移るが、その時点で契約を辞退すると、指名停止となる。
同じイベントがほとんど同じ日に全国の市区町村であるため、恐らく警備会社も1か所で手いっぱいなんだろうと思う。そのため入札参加者数がそれほど多くはならないと思うが、このような認識でよろしいか。	事業者自体は多いとは思いますが、やはり同時期、同時刻に近隣でも成人式を行っているため、そういう可能性は高いと思っている。

《評価》
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案7】 30豊里多目的広場植栽維持管理業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成30年3月16日
主管課	市民部 スポーツ振興課
種別	役務の提供
入札者数	28者（参加申請:30者）
予定価格	6,260,000円(税抜き)
落札額	5,630,000円(税抜き)
落札率	89.94%

質問・意見	回答・説明
一般競争入札経過調書を見ると、無効になった事業者も含めて、ほとんど同額で応札している。応札金額がぴったり同じというのは少し異様な印象を受けるがどのように感じたか。	予定価格は事前公表で、最低制限価格の計算方法も要領が公表されている。造園の場合、造園工事の県で公表している単価を使用して積算しており、ある程度積算ができる事業者であれば、最低制限価格を算出でき、当然失格になっては意味がないので、最低制限価格を狙って応札してくる。そのため、造園植栽関連の役務については、くじの割合が高くなっていると考えられる。
くじ引きの案件が多いことに対して、どのように考えているか。	電子くじ自体は、偶然性でしか当たらない県のシステムになっているので、順番に1件1件くじで決めているところでは公正性はとれているのではないかと考える。 一方で、昨年9月の議会でランダム係数の導入が決議されたので、現在、最低制限価格のランダム係数導入について調整を図っている。それによりくじ引きは減っていくことになると思う。
落札率が下がらないのは、仕方がないということなのか。	これ以上入札価格が下がると失格になる。 適正な利潤の確保という公共工事の品質確保の促進に関する法律があり、最低制限価格の率が年々上昇して設定されているというのが一つ要因としてある。
なぜ造園施工管理技士や造園技能士を配置することを入札参加資格要件としたのか。	本事案は、公共施設の植栽維持管理であり、利用者が安全にきれいに使用できるようにするためには、そういった資格を有している方々がきちんと監督をした中で管理をしていただきたいという理由で資格要件とした。

<p>なぜ入札参加資格で市内本店を要件としたのか。</p>	<p>年間の維持管理ということもあり、緊急時にすぐ対応できるという可能性が大きいことから市内本店を基本としている。もし、市外事業者も含めると、参加者数が増えて更にくじ引きが増えるというような状態になるかと思う。</p>
<p>例えば、台風とかで木が折れたときも、落札者がそれを片付けに行ったりするのか。</p>	<p>基本的には、当初から仕様に入っているものでなければ、実施する義務は事業者にはないが、年間を通しての維持管理業務委託のため、その事業者に連絡をして対応してもらうことになると思う。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	